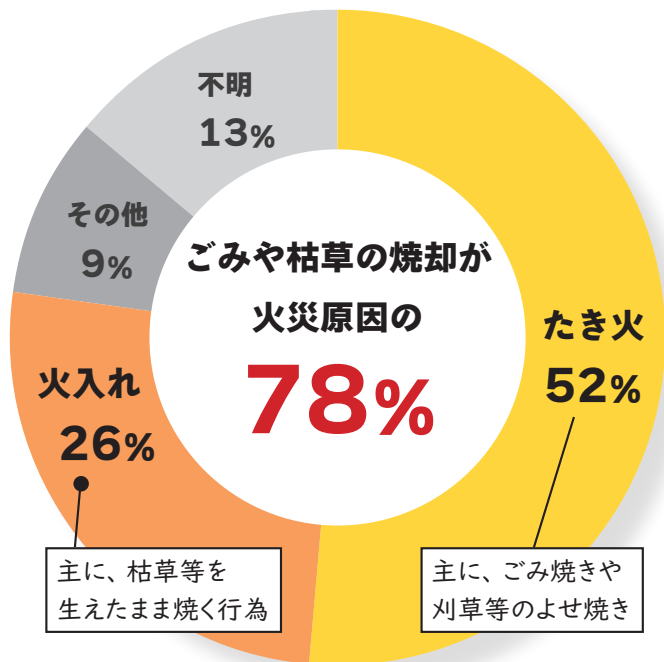
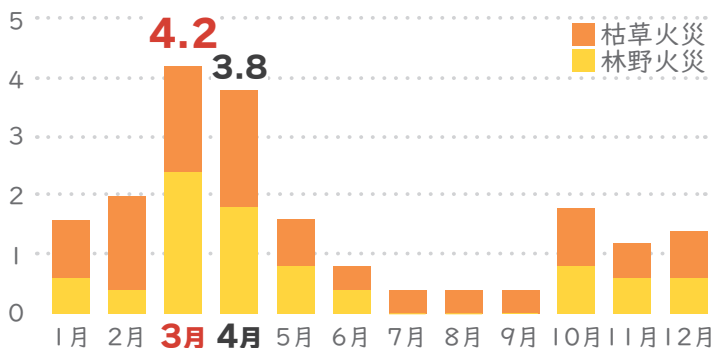




# 林野火災注意報・警報

春は、林野や枯草の火災が多数発生！  
その原因の多くは、  
ごみや枯草の焼却によるものです



主に、枯草等を  
生えたまま焼く行為

主に、ごみ焼きや  
刈草等のよせ焼き

## 発令時に制限される6つのこと

●注意報発令時…**努力義務**

●警報発令時…**義務**(次の行為をした場合、**罰則**があります)

発令情報や条例の  
詳細はこちら▶

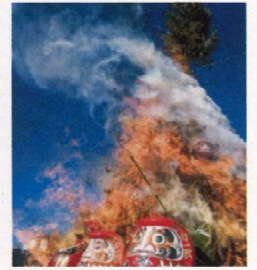


- 1 山林、原野などで火入れをしないこと
- 2 煙火(花火)をしないこと
- 3 屋外での火遊び、**たき火**をしないこと
- 4 屋外で引火性や爆発性のある物品、その他の可燃物の近くで喫煙をしないこと
- 5 山林、原野などで喫煙をしないこと
- 6 残火(たばこの吸い殻を含む)、取灰、火の粉を始末すること



屋外での「ごみ焼き」は違法行為です！絶対にしないでください

○ たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○ たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）



林野火災予防対策関係 質疑応答集 令和7年11月17日 時点版より

**【火入れ許可申請について】**

火入れの許可申請は、行う場所の市役所や役場に相談してください。

**【火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出】**

たき火、畦焼き、どんど焼き、剪定枝焼却等、火災とまぎらわしい煙や炎を発生おそれがある場合は、**日田消防署又は玖珠消防署に届出**を行ってください。

神事、祭事等で屋外において裸火を使用する場合も届出をお願いします。



担当  
日田玖珠広域消防組合  
消防本部予防課  
電話：0973-24-2204